

## 公募型プロポーザル手続開始のお知らせ

次のとおり、提案書の提出を求めます。  
平成 27 年 6 月 15 日

世田谷区

## 1. 業務委託の概要

## (1) 件名

北烏山一・二・三丁目地区他 1 件地区計画策定等業務委託

## (2) 目的

北烏山一・二・三丁目地区にある烏山北住宅及び北烏山三丁目南部地区にある松葉通り住宅について、老朽化による建替え計画が予定されている。建て替えにあたっては、地区の環境等に配慮した適切な誘導が求められる。そのため、平成 29 年度を目処に「一団地の住宅施設」を廃止し、新たに「北烏山一・二・三丁目地区地区計画」及び「北烏山三丁目南部地区地区計画」を定める都市計画変更を予定している。

本件では、地区計画の策定に向けて地区の現況と課題を整理し、地区計画のたたき台案を作成するものである。

## (3) 対象地域

北烏山一丁目、二丁目、三丁目各地内（図-1 調査範囲 参照）

## (4) 業務内容

今年度は以下の項目について、資料の作成等を行う。

（計画策定の全体スケジュールは図-2 参照のこと）

4-1 地区現況の整理

4-2 地区課題の整理

4-3 地区計画（たたき台案）の作成 及び一団地の住宅施設変更の検討

## (5) 履行期間

平成 27 年 9 月中旬（予定）から平成 28 年 3 月 16 日（水）まで

## 2. 参加資格

次に掲げる要件のすべてに該当するもの

- (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 1 項の規定に該当する者でないこと
- (2) 世田谷区の競争入札参加資格を有し、営業種目「都市計画・交通関係調査業務」に登録があること
- (3) 世田谷区から入札参加禁止又は指名停止の措置を受けている期間中でないこと
- (4) 予定技術者が平成 22 年度以降に、地区計画策定等に係る業務を行った実績を有すること
- (5) 予定技術者が平成 22 年度以降に、住民参加型の会議を運営した実績を有すること

## 3. 提案書の提出者を選定するための基準

本件では、提出者の選定は行わず、参加資格の確認のみ行う。

## 4. 提案書を特定するための評価基準

- (1) 予定技術者の資格と経歴
- (2) 同種又は類似業務の実績
- (3) 当該業務の実施体制
- (4) 当該業務の実施方針及び実施手法
- (5) 企画提案書の的確性と実現性
- (6) ヒアリングでの説明内容の明確性
- (7) 見積金額の妥当性

## 5. 手続等

### (1) 担当部課

〒157-8555 世田谷区南烏山六丁目2番14号(烏山総合支所4階)  
世田谷区 烏山総合支所街づくり課 街づくり担当 藤澤、村山  
電話：03-3326-9618 FAX：03-3326-6159

### (2) 説明書の交付期間ならびに交付場所及び方法

期 間：平成27年6月15日(月)から7月3日(金)まで

\* 土・日・祝日を除く9時から17時まで(正午から午後1時を除く。)

場 所：上記(1)に同じ

方 法：希望者に無償配布する(区のホームページからダウンロード可)

### (3) 参加表明書の提出期限ならびに提出場所及び方法

期 限：平成27年7月3日(金)17時まで

場 所：上記(1)に同じ

方 法：持参又は郵送(Eメール及びファクシミリ可)

参加表明書を提出する前に、要電話連絡(方法について確認)

メールアドレス【[SEA02230@mb.city.setagaya.tokyo.jp](mailto:SEA02230@mb.city.setagaya.tokyo.jp)】

### (4) 提案書の提出期限ならびに提出場所及び方法

期 限：平成27年8月7日(金)17時まで

場 所：上記(1)に同じ

方 法：持参又は郵送(書留郵便に限る) 提出期限必着

## 6. その他

(1) 手続きにおいて使用する言語及び通貨〔日本語及び日本国通貨に限る〕

(2) 契約保証金〔免除〕

(3) 契約書作成の要否〔要〕

(4) 当該業務に直接関連する他の業務の委託契約を当該業務の委託契約の相手方との随意契約により締結する予定の有無〔有〕

平成28年度 北烏山一・二・三丁目地区他1件地区計画策定等業務委託(その2)

平成29年度 北烏山一・二・三丁目地区他1件地区計画策定等業務委託(その3)

委託契約は年度ごとに行い、平成28年度以降の契約は、前年度の履行内容が良好と認められること、かつ当該委託に係る予算案が区議会で議決され予算配当があることを条件とする。

業務の進捗によって、予定期間以降に契約する場合がある。

(5) 関連情報を入手するための照会窓口〔5(1)に同じ。〕

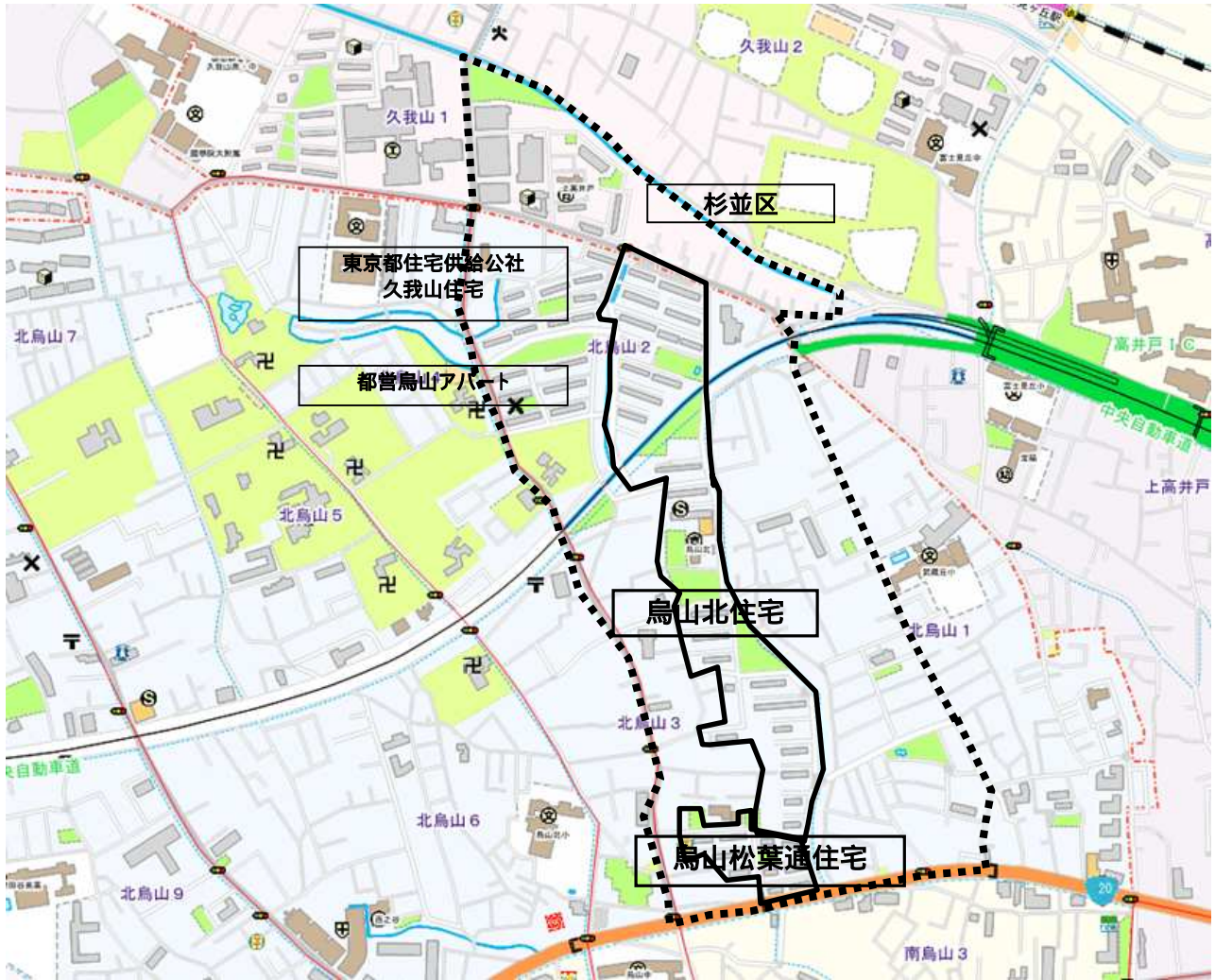
(6) 提案書の提出後に2の資格要件に該当しないこととなった者は、提案書審査及び契約交渉の対象としない。

(7) 区は、この案件に参加を表明した者及び提案書を提出した者の商号・名称並びに提案書を特定した理由(審査経過等)を公表することができる。

(8) 本プロポーザルは契約候補者の選定を目的とし、区は選定された提案書の内容に拘束されないものとする。

(9) 詳細は、説明書による。

図-1 調査範囲



地区計画策定区域 [ 予定 ] : 一団地の住宅施設「烏山北住宅」、「烏山松葉通住宅」

周辺調査範囲 : 北烏山一丁目、二丁目、三丁目各地内及び杉並区の一部

図-2 北烏山一・二・三丁目地区他1件地区計画策定スケジュール(予定)

年度	H27	H28			H29	
地区計画策定手続き		5月 意見交換会	9月 素案説明会	11月 原案説明会	10月 都市計画審議会諮	12月 告示
主な業務内容	条件整理 たたき台案の作成	ニュース配布・意見交換会開催支援	素案の検討・作成 ニュース配布・素案説明会開催支援	原案の検討・作成 ニュース配布・原案説明会開催支援	意見とりまとめ	地区計画案の検討・作成 ニュース配布 パンフレット等作成